

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件

岡山国民年金 事案 684

第1 委員会の結論

申立人の平成14年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月

平成14年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年4月1日に共済組合に加入したが、申立期間(1か月)が年金の空白期間となるため、同年4月に母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

国民年金保険料については、市の窓口で発行されたのか、自宅に郵送されてきたのかははっきり覚えていないが、納付書を受け取ってすぐに、母親が市役所内の金融機関で納付したので、申立期間が国民年金に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人が申立期間に国民年金に加入した旨を記載した備忘録を所持しており、この備忘録の内容及びそれに関する申立人の母親の説明に不自然な点は見受けられず、申立人の姉妹についても年金の加入状況等に関する備忘録があることなどを踏まえると、この備忘録は、本件申立て以前から作成されていたものと推察され、備忘録の記載内容の信憑性は高いと判断される。

また、申立人の申立期間に係る国民年金の被保険者資格の得喪手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親の証言に不自然さはみられない。

さらに、申立人の母親は、申立人及びその姉が学生であった時の国民年金保険料の申請免除手続や学生納付特例の申請手続及び申立人の妹の20歳到達時(平成16年*月)から厚生年金保険に加入する平成18年3月までの国民年金保険料の納付をすべて行っており、申立人の母親の年金に対する意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係るA事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月24日及び17年12月24日については41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年12月24日

A事業所から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の給付には反映されていないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管している賃金台帳から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、控除された厚生年金保険料額に見合

う標準賞与額（申立人の賞与額に見合う標準賞与額と同額）から、平成16年12月24日及び17年12月24日を41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岡山厚生年金 事案 815～821(別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係るA事業所における<申立期間(賞与支給日)>(別添一覧表参照)の標準賞与額の記録を、<訂正後標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間： <申立期間(賞与支給日)>(別添一覧表参照)

A事業所から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、この賞与に係る記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管している賞与の支給及び厚生年金保険料等の控除に関する資料(給与項目一覧表)から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、控除された厚生年金保険料額に見合

う標準賞与額から、＜申立期間(賞与支給日)＞(別添一覧表参照)における標準賞与額に係る記録を＜訂正後標準賞与額＞(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件7件(別添一覧表参照)

別添一覧表

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
815			女	昭和47年生		平成16年3月31日	7万9,000円
						平成16年6月30日	17万6,000円
						平成16年12月30日	19万1,000円
						平成17年3月31日	5万4,000円
816			男	昭和42年生		平成16年3月31日	9万6,000円
						平成16年6月30日	35万2,000円
						平成16年12月30日	44万5,000円
						平成17年3月31日	9万4,000円
						平成17年6月30日	35万2,000円
817			女	昭和46年生		平成16年3月31日	10万5,000円
						平成16年6月30日	41万3,000円
						平成16年12月30日	49万2,000円
						平成17年3月31日	7万3,000円
						平成17年6月30日	39万4,000円
						平成17年12月29日	52万6,000円
						平成18年3月31日	10万5,000円
						平成18年6月30日	39万4,000円
818			男	昭和50年生		平成16年3月31日	12万4,000円
						平成16年6月30日	53万円
						平成16年12月30日	66万9,000円
						平成17年3月31日	12万6,000円
						平成17年6月30日	55万1,000円
						平成17年12月29日	64万2,000円
						平成18年3月31日	15万7,000円
						平成18年6月30日	50万1,000円
						平成18年12月30日	65万1,000円
819			女	昭和53年生		平成17年12月29日	5万3,000円
						平成18年3月31日	8万2,000円
						平成18年6月30日	20万9,000円
820			女	昭和49年生		平成16年3月31日	9万円
						平成16年6月30日	32万9,000円
821			男	昭和52年生		平成16年3月31日	8万円
						平成16年6月30日	18万2,000円
						平成16年12月30日	17万7,000円

事案 番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
						平成17年3月31日	7万9,000円
						平成17年6月30日	18万4,000円
						平成17年12月29日	18万4,000円
						平成18年3月31日	8万2,000円
						平成18年6月30日	30万4,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和61年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月31日から同年11月1日まで

昭和61年10月31日にA事業所に就職したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年11月1日となっている。保存している昭和61年11月分の給与明細書には同年10月31日から勤務したことが記載されており、厚生年金保険料も控除されているので、同資格の取得日を同年10月31日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和61年11月分の給与明細書の労働日数欄に、「自10月31日、至11月20日」と記載されている上、申立人をA事業所に紹介した元上司は、「申立人は、A事業所に昭和61年10月に就職した。」と証言していることから、申立人は、同年10月31日から同事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、平成12年4月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているところ、昭和61年11月から平成12年4月までの給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、A事業所は厚生年金保険料を勤務した月の翌月に控除していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、昭和61年10月の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控

除額から 16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から8年3月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から8年3月まで
② 平成8年6月から同年8月まで

大学に在学中で20歳になった時、実家の所在地において住民登録を行っていたので、母親に頼んで国民年金の加入手続や保険料納付を行ってもらった。電話や帰省した時に母親から「国民年金に加入し、保険料を納付している。」と聞いていたので、申立期間①の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

また、大学を卒業し、会社を退職した後の申立期間②についても、母親が国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、同期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時住民登録を行っていた市が保管する国民年金資格取得・異動届出書から、申立人は平成11年3月16日に国民年金に新規に加入したことが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立期間の国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の記録は無く、申立人及び母親は申立期間の国民年金手帳を見た記憶はないと供述しており、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親から聴取しても、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがえる証言は得られない。

さらに、申立人の父親が行った確定申告の申告書（平成5年分から8年分まで）の社会保険料等の欄に申立人の国民年金保険料に相当する金額の記載は無い。

加えて、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 45 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 45 年 1 月まで

私が 20 歳になったときに、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料も母親が納付してくれていた。

家業を手伝っていた妹は両親が経営する会社で厚生年金保険に加入しており、同様に家業を手伝っていた私の年金について、母親から「あなたのときは経営する会社がまだ厚生年金保険の適用事業所になっていなかったから厚生年金保険に加入してあげられなくてごめんね。でも、国民年金保険料をちゃんと納めているからね。」と言われたことを記憶しているので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 9 月ごろに払い出されており、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立期間において国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親から聴取しても、申立期間の国民年金保険料を納付していたことがうかがえる具体的な証言は得られない。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年12月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年12月まで

昭和50年12月に結婚し転居した時、母親から国民年金手帳と集金表を渡され、「100円、200円のことだから多めに掛けてあげているから、大事にきなさいよ。」と言われたのを覚えている。また、国民年金保険料の集金に来ていた婦人会の役員が母親に私の付加保険料も掛けてあげたらと勧め、付加年金に加入しようかどうか母親とその役員が話しているのを聞いた記憶もあるので、申立期間について付加年金に未加入と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の付加年金の加入手続及び付加保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親から聴取しても、申立人の付加年金の加入状況及び付加保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する申立期間当時の国民年金手帳の「附加保険料を納付する者となる申出」、「附加保険料を納付する者でなくなる申出」欄に付加年金の加入・脱退に係る申出の記載は無い。

さらに、申立期間当時に申立人が居住していた地区において国民年金保険料の集金を行っていたとする当時の婦人会の役員（複数）から聴取しても、申立人が付加保険料を納付していたことを推認できる証言は得られない。

加えて、申立人の付加保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から47年12月ごろまでの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から47年12月ごろまで
私が20歳になった昭和45年*月に、両親が町役場で国民年金の加入手続を行ってくれ、47年12月ごろまで保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間が国民年金に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年9月に払い出されており、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人は申立期間において国民年金手帳を所持していた記憶がないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和46年3月から61年7月まで同一事業所において厚生年金保険に加入しているところ、46年3月から47年12月までは国民年金にも加入し国民年金保険料も納付していたと主張しているが、厚生年金保険と国民年金に重複して加入していた事情について合理的な説明は得られず、申立人の主張には不自然さが見受けられる。

さらに、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする両親は死亡しており、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から平成3年3月まで
母親が申立期間当時大学生であった私の将来のことを考え、いつごろか定かではないが区役所で国民年金の加入手続を行い、毎月、区役所又は郵便局で国民年金保険料を納付してくれた。
母親が納付してくれた期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年4月ごろに払い出され、申立人は、同年4月1日に国民年金の被保険者資格（強制）を取得しているが、申立期間において国民年金の任意加入の対象者であった申立人はこの時点では、制度上、申立期間にさかのぼって国民年金に加入することができない。

また、申立期間の国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の記録は無いほか、申立期間を含む昭和56年12月から平成7年10月まで住所を異動していない申立人に対して、平成3年4月ごろに新たに同手帳記号番号が払い出されることは考え難く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその母親は、申立人が20歳になった時点では国民年金に加入していなかったと供述している上、申立期間に申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする母親から聴取しても、申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがうことはできない。

加えて、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
申立期間当時は、A事業所に勤務し、B業務などに従事しており、厚生年金保険に加入し保険料も控除されていたと思うので、申立期間に厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元役員及び元事務担当者の証言から、勤務期間を特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁（当時）の記録に、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、同事業所の元役員及び元事務担当者も、「A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことはない。」旨を証言している。

また、申立人は、昭和 48 年 3 月に国民年金の被保険者となり、申立期間を含む同年 4 月から 49 年 10 月までの期間について、国民年金保険料の申請免除を受けていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 53 年 7 月 1 日まで

昭和 52 年 4 月 1 日に A 事業所に正規職員として就職し、就職当初から厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであるが、厚生年金保険の加入日は 53 年 7 月 1 日となっており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が申立人に交付した証明書から、申立人は昭和 52 年 4 月 1 日に同事業所に就職したことが確認できる。

しかしながら、A 事業所の当時の常務（採用担当者）は、「申立人はアルバイトとして当事業所に就職しており、アルバイトについては、厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」旨を証言している。

また、申立人の同僚は、「私が昭和 53 年 4 月に A 事業所に就職した時に、申立人はアルバイトであった。」旨を証言しているほか、別の同僚は、自身の厚生年金保険の加入記録について、「私は A 事業所にアルバイトとして就職し、数か月後に正規職員となったが、アルバイトとして勤務した期間の厚生年金保険の加入記録は無い。」旨を証言している。

さらに、申立人は、A 事業所において、申立期間直後の昭和 53 年 7 月 11 日に雇用保険の被保険者資格を取得し、58 年 4 月 25 日に離職していることが雇用保険の記録から確認でき、この記録は申立人の A 事業所に係る厚生年金保険の加入記録と符合している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに

係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 37 年 4 月 16 日まで

A事業所に勤務していた期間について脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給したとされる当時は、厚生年金保険の制度や脱退手当金について知らなかったし、脱退手当金を受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者名簿及び異動届兼申請書（国民年金）から、昭和 52 年 9 月 13 日に国民年金の加入手続を行った際、36 年 4 月 1 日にさかのぼって被保険者資格を取得し、同年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付していることが確認できることから、国民年金の加入手続を行った 52 年 9 月の時点では、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかにこれを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月 1 日まで
昭和 36 年 7 月から 37 年 4 月 7 日まで A 事業所 B 支店に弟と一緒に勤務し、給与から保険料が控除されていたことを覚えているのに、厚生年金保険の加入記録が 1 か月しかなく、弟よりも短いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間において A 事業所 B 支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所 B 支店の社会保険事務担当者は、「当事業所が保管している申立期間当時の従業員の新台帳に、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和 37 年 3 月 1 日、同資格の喪失日は同年 4 月 8 日と記録されており、申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除していないと思う。当時は、臨時雇用の従業員が多く、この従業員の大半は厚生年金保険に加入していなかった。申立人は臨時雇用の従業員であったことも考えられる。」と証言している。

また、A 事業所 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に勤務していたと推測される従業員 22 人のうち 11 人は、就職後 2 か月ないし 23 か月を経過した後に厚生年金保険に加入しているとともに、この 11 人のうちの 5 人は、「当時は臨時雇用の期間や試用期間があり、自分の場合は正社員になってから厚生年金保険に加入した記憶がある。」と証言している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和64年1月1日から平成10年1月1日まで
昭和64年1月から平成9年12月までA事業所に勤務した。その間、社会保険庁(当時)に記録されている標準報酬月額は、給与明細書に記載されている給与支給額に比べ少額であり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和64年1月から平成7年3月までの期間、同年6月、同年7月、同年10月から8年8月までの期間、9年1月及び同年4月から同年12月までの期間については、申立人が所持している給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している。

また、平成7年4月、同年5月、同年8月及び同年9月については、この給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を下回っていることから、記録を訂正する必要は認められない。

さらに、平成8年9月から同年12月までの期間、9年2月及び同年3月については、申立人が給与明細書を所持しておらず、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬の支給総額を確認することができないが、8年8月及び9

年1月の給与明細書から、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

加えて、申立人の標準報酬月額の記録については、さかのぼって訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 3 日から 50 年 3 月 31 日まで
昭和 48 年 1 月に A 事業所に就職し、50 年 3 月末まで B 工事を行っていたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、A 事業所は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が A 事業所で先輩だったと記憶している者は、申立期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人の当時の同僚の連絡先は不明であり、申立人の申立期間における勤務実態について証言が得られない上、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録も無い。

加えて、申立人が事業主とする者の厚生年金保険被保険者記録も見当たらない上、A 事業所の法人登記簿も無く、事業主を特定できないことから、当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の事実について確認できない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。